



三郷市電力・ガス・食料品等価格高騰

重点支援給付金(一世帯3万円)を支給します。

三郷市では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱が改正され、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策における低所得者世帯支援枠として令和5年分住民税均等割非課税世帯への給付世帯数を算定基礎とする交付金が示されたことを踏まえ、本市の令和5年分住民税均等割非課税世帯に対し、一世帯3万円の給付金支給について、4月20日に専決処分を行い、令和5年度6月議会で承認をいただきました。

- ・支給対象者(以下の全てが該当する世帯の世帯主)
 - ① 令和5年6月1日(基準日)において、三郷市の住民基本台帳 に記録されている世帯である
 - ②世帯全員が、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯である
 - ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに税の申告を行っていない者はいない
 - ④世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者は いない
- ・給付額 一世帯 3万円
- ・事業スケジュール 6月に確定する令和5年分の課税状況を基に、対象世帯宛てに 事業案内等を送付(7月中旬)し、給付金を支給する。

<この情報提供に関するお問い合わせ>

•三郷市 福祉部 非課税世帯等臨時特別給付金支給室 Tel 048-930-7808

取材をご希望のかたは上記担当課までご連絡ください。